

受付期限:令和7年1月17日(金) 必着

令和7年度 多賀町放課後児童クラブのご案内 (既入会者・新入会者共通)



多賀町教育委員会事務局 教育総務課
電話番号：0749-48-8123
有線番号：2-3746

【令和7年度からの変更点】

- ① 安全で適切な運営に向けて、多賀町放課後児童クラブ入会判定基準表に基づき入会の可否を判定します。(通年160名程度+長期休業のみ40名程度)
※待機児童については、定員が空き次第点数の高い順に入会の案内をします。
- ② 長期休業のみの利用者は多賀小学校教室でお預かりします。
- ③ 入会に関する承諾書の提出が入会条件となります。

※ 詳細は、入会のしおりおよび説明動画をご覧ください。



1. 入会の要件について

『放課後児童クラブ』とは、保護者・同居親族の就労状況・健康状態などの事情により、下校後に保護者が在宅せず、子どもだけで生活する事が不安な家庭で、町内の小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。

町内に居住する小学校就学児で、次のいずれかに該当する場合に入会できます。また、心身に障がいがあっても、特別な医療ケアが必要なく、集団生活が可能な児童も入会できます。

- ① 保護者の就労・疾病などの理由により、概ね週3日以上、放課後(午後2時以降)に家庭での養育が困難であり、かつ、同居の親族その他の者においても諸事情により養育にあたる事ができないと認められたもの。
- ② 町長が児童の健全育成上、特に必要と認めるもの。

- ※ 多賀町放課後児童クラブ入会判定基準表に基づき入会の可否を判定します。
- ※ 成人で健康な同居の親族などがいる場合は入会の対象になりません。(祖父母等も含みます)
- ※ 入会中に、離職、育児休暇を取得するなど保護者等が在宅となる場合は、事象の生じた月末に退会となります。
- ※ 育児休暇取得中の場合は在宅扱いとなり対象となりませんが、年度内(4月から翌年3月まで)に職場復帰を予定されている方は、必ず事前にご相談ください。

2. 概要

名称	所在地	対象児童
多賀町放課後児童クラブ	多賀町多賀722番地59 (多賀小学校敷地内)	町内に在住する 多賀小学校・大滝小学校区児童

	利用期間	開所日程	開所時間
開所日	通年	令和7年4月1日～令和8年3月31日	下校時刻～ 18時00分
	春季休業(4月)	令和7年4月1日～春季休業最終日	8時30分～ 18時00分
	夏季休業	夏季休業開始日～夏季休業最終日	
	冬季休業	冬季休業開始日～冬季休業最終日	
	春季休業(3月)	春季休業開始日～令和8年3月31日	
閉所日	日曜日、国民の祝日(振替休日を含む)、年末年始		

3. 入会申請について (※既に入会の方も毎年度、入会の申請が必要です。)

① 申請書の配布および受付期間

令和6年12月9日(月)から令和7年1月17日(金)まで (必着)

② 申請書の配布および受付場所

多賀町放課後児童クラブまたは多賀町教育委員会事務局教育総務課(役場1階)

※ 申請書の様式は「多賀町ホームページ」から「施設案内」→「子育て・保育・教育」→「放課後児童クラブのご案内」の順に検索していただくと添付ファイルに様式がありますので、ダウンロードしてご利用いただけます。

③ 年度途中からの入所を希望される場合も上記期間内に申請してください。

※入会の可否決定は2月末に通知予定です。

4. 必要書類等について

◎申し込み時(①～③の書類は入会審査に必要なため、必ず受付期間内にご提出ください。)

① 多賀町放課後児童クラブ入会申込書ならびに入会に関する承諾書

※【4】上記以外の同居家族には、同居家族すべての方をご記入ください。

② 就労状況等を明らかにする書類

世帯が別であっても、同居されている場合は家族全員分が必要です。(同居家族とは、世帯を問わず同一敷地内に一緒に暮らしている方とします。)

就労されている場合	就労証明書
就労されていない場合	申立書、およびその理由を証明する書類
通学の場合	在学証明書
疾病・介護・看護の場合	申立書、診断書の写し (診断書が無い場合には『申立書 4. その他の理由の場合』の欄に生活状況をご記入ください。)

③ 生活状況確認シート

記載内容と実情が異なる事が明らかになった場合は、入会決定後でも決定を取り消します。

◎入会決定後（新規入会者のみ必要となりますので、書類は入会決定通知時に送付します。）

① 口座振替依頼書

利用負担金等の納付は、ご指定の金融機関の口座振替で行いますので、口座振替依頼書の提出をお願いします。

② 保護者連絡システムへの登録

出欠連絡等のため、保護者連絡システム（キッズビュー）への登録をお願いします。

5. 利用負担金について

◎通年（4月から翌年3月まで）の利用負担金

利用月		合計金額
4月	5,000円+春季加算金1,250円	6,250円
5月	5,000円	5,000円
6月	5,000円	5,000円
7月	5,000円+夏季加算金2,500円	7,500円
8月	5,000円+夏季加算金5,000円	10,000円
9月	5,000円	5,000円
10月	5,000円	5,000円
11月	5,000円	5,000円
12月	5,000円	5,000円
1月	5,000円	5,000円
2月	5,000円	5,000円
3月	5,000円+春季加算金1,250円	6,250円

◎長期休業のみの利用負担金

利用期間		金額
春季休業	4月1日から春季休業最終日まで	2,500円
夏季休業	夏季休業開始日から7月31日まで	5,000円
	8月1日から夏季休業最終日まで	10,000円
冬季休業	冬季休業開始日から冬季休業最終日	2,500円
春季休業	春季休業開始日から3月31日まで	2,500円

◎土曜日利用について

土曜日の利用は、通年の利用を希望されている方で、保護者の就労・疾病などの理由により家庭での養育が困難であり、かつ、同居の親族その他の者においても諸事情により養育にあたることのできない方を対象としています。

※ 月額の利用負担金（5,000円）に加えて、月額1,000円が加算されます。

※ 土曜日のみの利用はできません。

※ 国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始等は除きます。

※ お弁当とおやつは各自でご準備をお願いします。

◎早朝・延長の利用の場合

早朝料金①	7時45分～8時00分	150円
早朝料金②	8時00分～8時30分	100円
延長料金①	18時00分～18時30分	100円
延長料金②	18時30分～19時00分	200円

※ 早朝・延長は特別な対応です。開所時間(18時00分)内のお迎えをお願いします。

※ 7時45分以前および19時00分以降はお預かりできません。

◎利用負担金減免制度（減免制度を受けられる場合は、減免申請が必要です。）

兄弟姉妹で入会	2人目以降の児童の利用負担金の減免（1/2）
児童扶養手当受給世帯	すべての児童の利用負担金の減免（1/2）
生活保護受給世帯	すべての児童の利用負担金の減免（1/2）
前年度分の住民税非課税世帯	すべての児童の利用負担金の減免（1/2）

※ 兄弟姉妹の利用期間が異なる場合は、一部の金額が減免の対象となります。

6. おやつ代について

◎通年（4月から翌年3月まで）のおやつ代：月額 1,500円

◎長期休業のみのおやつ代

春季休業	4月1日から春季休業最終日まで	500円
夏季休業	夏季休業開始日から7月31日まで	800円
	8月1日から夏季休業最終日まで	1,500円
冬季休業	冬季休業開始日から冬季休業最終日	1,000円
春季休業	春季休業開始日から3月31日まで	500円

※ アレルギー等の理由でおやつを食べない場合は、入会申込書にその旨をお書きください。

◎利用負担金等の徴収について

利用負担金等の徴収については、月途中の入退会や月利用・期間利用が0日であっても月額分を全額お納めいただいております。

（利用日数に応じた日割計算による減額や免除は行っておりません。）

7. 送迎について

- ・保護者による送迎をお願いします。
- ・学校登校日：大滝小学校の児童は授業終了時間に合わせ、放課後児童クラブまで送迎します。

★ 詳細は、「入会のしおり」をご確認ください。